

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
080010	通信制高校の学習における面接指導時間の一部免除要件の拡大	高等学校新学習指導要領第1章総則第7款通信制の特例の4	学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を、生徒がこれで行う学習を切り入れた場合で、生徒がこれまでの成績等により満足であると認められるとき、その各教科・科目の面接指導の時間数のうち、各メニューごとにそれより10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。	通信制高校の学習における面接指導時間の一部免除要件に「当該教科の教員免許を所持する指導者の下での学習」を加える。	【具体的事業の実施内容】通信制高校の学習における面接指導時間の免除の要件である「ラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習」について、「家庭やその他の学校以外の場所における当該教科の教員免許を所持する指導者の下での学習」を加える。 【提案理由】不登校生等が通信制高校で学習する場合、本人の状況によっては本校における規定の面接指導への出席が難しいことも少なくありません。それを補う目的で彼らが家庭や通信制高校以外に居場所として利用しているフリースクール等を用いて行う通信制高校の指導計画の下で、該当教科の教員免許を所持する指導者に直接指導を受けることは、テレビ・ラジオやインターネットなどで学習と比べても、面接指導の目的に照らしてその効果に遜色はない、人間関係に課題を抱える彼らの成長にとって安心できる居場所で対面指導を受けることができるというメリットは大きいと考えます。	C III	高等学校の通信制の課程は、勤労青少年に加えて、全日制・定時制の高等学校に通学することができない者に対して、通信の方法により高校教育を受けられる機会を与えること目的としています。御提案のフリースクールや家庭等の学校以外の場所における学習を、面接指導を代替する教育方法として、各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数を免除することについては、指導者が当該教科の教員免許を所持しているとしても、当該指導による指導計画に基づく指導を行う場合は生じず、また本校の指導命令権が及ばないため、指導計画に沿った計画的かつ継続的な指導を担保することができません。このため、このような指導者は必ず学校教育活動を代行するものと認めることはできません。 なお、本校における面接指導への出席が難しいなど、不登校生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると文部科学大臣が認める場合には、面接指導の時間数を一部減免することが現行制度でも可能となっています。 また、本校への通学が難しいなどの生徒の事情を勘案し、他の学校等の施設及び設備を使用して教育を行ふことについても、高等学校通信教育規程第11条により現行制度でも可能となっています。	C III					100101010	特定非営利活動法人チャレンジスクール三重	三重県	文部科学省		
080020	公益社団法人による学校設置	教育基本法第六条第一項学校教育第二条第一項	○教育基本法(平成十八年法律第二十号)(学校教育) 第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人の者が、これを設立することができる。 ○学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) 第二条 学校は、國立(国立大学法人等)、地方独立行政法人(第一条第一項に規定する國立高等専門学校等を除く。以下同じ。)、地方公共団体(地方独立行政法人等専修高等専門学校等を除く。以下同じ。)、民間団体(第三条に規定する学校法人等(以下学校法人と称す。))のみが、これを設置することができる。	公益法人改革が実施され、公益社団の制度が大きく変更になつた。公益認定を受けた社団法人を学校と同様に学校の設置主体に認めるべきである。	【具体的事業の実施内容】 ○教育基本法の規定によると、学校設置会社(營利教育法人)は、学校設置会社の運営にかかる費用を負担するが、学校設置会社は存在する。反面、非営利事業である教育事業を営利会社が運営するのであるが、これが設立するところである。 ○学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) 第二条 学校は、國立(国立大学法人等)、地方独立行政法人(第一条第一項に規定する國立高等専門学校等を除く。以下同じ。)、民間団体(第三条に規定する学校法人等(以下学校法人と称す。))のみが、これを設置することができる。	C I	学校教育制度は、憲法に定める国民の教育を受ける権利を制度的に保障するためには、公の性質を持つものであるため、その実施主体等について必要な規制を行う必要があります。このため、教育基本法第6条及び学校教育法第2条により学校の設置者を国、地方公共団体及び学校法人に限定するとともに、学校教育法第5条において、公の性質を持つ学校の設置運営の安定性、公共性を担保するため、設置者がその設置する学校を管理することとしています。 現在の学校法人制度は、学校の設置主体として必要な要素を定め制度化された特別の立法(私立学校法)に基づきものである。社団法人による学校の設置を認めることが困難です。学校設置・運営に必要な経済的基盤を有しており、学校経営のための人材も豊富であるのであれば、学校を設置するために学校法人を設立することには障壁はないと考えられ、学校の設置を目的とする貴提案は、学校法人を設立することにより実現可能です。	C I				1022020	一般社団法人東洋医療学院	兵庫県	文部科学省			
080030	公立大学法人主催の各種講座等料金徴収の緩和	地方独立行政法人法(平成11年法律第118号)第23条	地方独立行政法人は、その業務において料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受ければならない。 設立団体の長は、当該認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならぬ。 変更に係る手続きも同様。	地方独立行政法人法で規定されている料金徴収について、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受ければならない。 設立団体の長は、当該認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならぬ。 変更に係る手続きも同様。	【具体的事業の実施内容】 ○公立大学法人の公開講座などの料金を法人が自由に設定できるようにする。 授業料等以外の公開講座料金については法人が自由に設定し、徴収するように規制緩和をし、公開講座の収入化を図ることによって、持ち出しばかりであった公開講座の収支が改善されることで、法人の経営改善及び自立性を図る。	C I	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第23条は、地方独立行政法人が行う業務に関して料金を徴収する際にあらかじめ「料金の上限」を定め、議会の議決を経て、設立団体の長の認可を受けることとしている規定です。この規定は、地方公共団体が自ら事業を実施する場合にはその使用料の額は議会の判断とされていること、地方独立行政法人の自主性・自律性とのバランスを考慮して設けられた規定であり、「料金の上限」についての議会の議決や設立団体の長の認可を不要とすることは適当ではありません。 なお、御提案の場合においては、公開講座の料金の上限について一度手続を経て定めれば、個別の公開講座ごとに設立団体の長の認可を受ける必要はないものです。	C I				1028080	愛知県	愛知県	総務省文部科学省			
080040	準学校法人の生徒定数にかかる認可基準の要件緩和	私立学校法第64条第4項・私立学校法の施行について(昭和二十五年三月十四日文官第66号)、各都道府県知事あて文部省官通達・準学校法人の認可基準の解釈及び運用について(昭和三十五年五月二十六日文官第7号)、各都道府県知事あて文部省官通達・准学校法人の認可基準等の改正について(通知)。(平成15年12月25日文部科学省生徒定数政策局長、高等教育局長通達)、准学校法人の認可基準等の改正について(通知)。(平成15年12月25日文部科学省生徒定数政策局長、高等教育局長通達)、准学校法人の認可基準等の改正について(通知)。(平成15年12月25日文部科学省生徒定数政策局長、高等教育局長通達)において、准学校法人の認定において生徒定数80%以上いることが要件となっている。	私立学校法第64条第4項(准学校法人)が設置する外国人学校の生徒定員の基準を80人から50人に緩和すること、准学校法人の認可を受けやすく、外国人子弟の教育環境を整備する。	D IV	現行の準学校法人の認可基準においては、平成15年12月25日付け平成15年文科生第735号文部科学省生涯学習政策局長及び文部科学省高等教育局長通知等にもあるとおり、所轄庁の判断により、準学校法人が設置する学校の課程または地域の特殊性その他特別の事由があると認められるときは、生徒定数が80人を下回ることも認められています。 本件については、所轄庁が準学校法人が設置する学校の課程または地域の特殊性その他特別の事由等を踏まえて判断すべきものであると考えます。	D IV				1028090	愛知県	愛知県	文部科学省					
080050	高等学校専攻科から大学への編入学	学校教育法(昭和22年法律第26号)第108条第1項、第122条、第132条	大学に編入学することができる者について、法令上、①短期大学を卒業した者(第108条第1項)、②高等専門学校を卒業した者(第122条)、③専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上であること、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(第132条)が規定されている。	愛知県内の連携した大学(公・私立)において、高等専門学校や専修学校卒業の大学への編入学を可能とする。	【具体的事業の実施内容】 高等学校専攻科卒業生の大学への編入学にかかる法的制約を連携した大学(公・私立)において撤廃し、大学独自の評価標準により受験を可能とする制度の整備を行。	C I	大学を卒業するためには、人・知的資源の交流・活用を検討している。専攻科を設置する総合技術高等学校的教育内容は大学教授や企業技術者等による高度で専門的な講義、実習を基本としており、これが会議において工業高等専門学校等と同等程度と判断する。担保が法令において存在する限りは、高等教育機関において存在するものと限定して認められています。このため、①短期大学、②高等専門学校、③専修学校のうち修業年限が2年以上であること等文部科学大臣の定める基準を満たすものの卒業生について、法律上、編入学が認められています。 編入学制度は学校教育制度の根幹に関わる問題であり、全国的に統一された取扱いとすることが必要であることから、提案を区別制度を踏まえ、具体的な検討を行なうとともに、スケジュールを示す。	C I	愛知県では県内全ての49大学と連携推進会議を開催し、人の・知的資源の交流・活用を検討している。専攻科を設置する総合技術高等学校的教育内容は大学教授や企業技術者等による高度で専門的な講義、実習を基本としており、これが会議において工業高等専門学校等と同等程度と判断する。担保が法令において存在する限りは、高等教育機関において存在するものと限定して認められています。このため、①短期大学、②高等専門学校、③専修学校のうち修業年限が2年以上であること等文部科学大臣の定める基準を満たすものの卒業生について、法律上、編入学が認められています。 平成25年度には開校の周知を行い、編入試験を実施する問題である。このため、①短期大学、②高等専門学校、③専修学校のうち修業年限が2年以上であること等文部科学大臣の定める基準を満たすものの卒業生について、法律上、編入学が認められています。 編入学制度は学校教育制度の根幹に関わる問題であり、全国的に統一された取扱いとすることが必要であることから、提案を区別制度を踏まえ、再度検討し回答されたい。		右提案主体からの意見を踏まえ、具体的な検討を行なうとともに、スケジュールを示す。	1028100	愛知県	愛知県	文部科学省			

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	都道府県	制度の所管・関係省庁
080060	大学獣医学部の設置の認可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」	現在、獣医関係学部・学科の入学定員について、現行の基準規則により獣医師を供給すれば、必要となる獣医師総数を満たすとの考え方に基づき抑制を行っています。	【具体的事業の実施内容】 中国には獣医師を養成し感染症等の研究拠点となる大学獣医学部が一つもない。このため、今治新都市に、協力者会議の提唱するアカリキュラムを実施し、高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成するとともに、大学を核とした製薬・動物関連企業等の立地を促進し、世界レベルの医療・医療技術のインフラ整備を進め、今治市の地域再生を図る。 【提案理由】 口蹄疫同種や鳥インフルエンザの感染の脅威、東日本大震災の被災地での畜の扱い等から獣医師不足が顕在化しており、また、OIEからアフリカ地域の獣医学教育の水準を高めることで日本に求められているなど、獣医師の社会的ニーズの高まりが明らかである。 また、獣医師養成系大学の入学定員は8割以上が東日本に偏っており、四国には少ない。そのため、獣医学部のない地域に限っては、教育水準の高い大学獣医学部に進学することができない。 この獣医学部に産業動物・公衆衛生・獣医学等を組み合わせて四国の畜産衛生や公衆衛生分野の教育者・研究者養成の在り方等について検討することとしており、ご提案いただいた内容については、今後、全国的見地から議論を進めていく予定です。 これまでの提案では、措置の分類Fの回答をいたいでおり、提案の実現に向けて、協力者会議の場などで検討内容の措置の検討を早急に進めていただきた い。	F III	獣医関係学部・学科の入学定員については、獣医師養成が6年間を必要とする高度専門職業人養成であり、他の高度専門職と同様に全国的見地から、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切です。このため、これまで重ねて特区制度を活用して実現することは困難であると考えます。 文部科学省においては、本年3月に「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を立ち上げ、①獣医学教育改革の進捗状況のフォローアップ及び今後の推進方策、②産業動物獣医師・公務員獣医師の育成に向けた今後の獣医師養成の在り方(入学定員の在り方を含む)、③獣医学分野の教育者・研究者養成の在り方等について検討することとしており、ご提案いただいた内容については、今後、全国的見地から議論を進めていく予定です。	F	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	F III	協力者会議で本件提案をご検討頂くことについて、まずは御礼申し上げます。 特区は、地域を限って規制緩和し、その後全国展開を図ることが原則ですが、一方で、当初から全国展開を志向せず、地域を限った規制緩和のみを行ふことも可能であると聞いております。 文部科学省においては、本年3月に「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を立ち上げており、①獣医学教育改革の進捗状況のフォローアップ及び今後の推進方策、②産業動物獣医師・公務員獣医師の育成に向けた今後の獣医師養成の在り方(入学定員の在り方を含む)等について検討を進めているところです。 ご提案いただいた内容につきましては、今後、全国的見地から議論を進めてまいります。	F	右提案主体からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 0 3 0 0 1 0	今治市、愛媛県	文部科学省				